

2022年12月15日

各 位

会社名	サイボウズ株式会社
本店所在地	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表者の役職氏名	代表取締役社長 青野 慶久 (コード番号4776 プライム市場)
問い合わせ先	I R 担当
	電話番号 03-6671-9525

(訂正) 「2022年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について

当社は、2022年5月13日に公表いたしました「2022年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正理由

「2022年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表後に、記載内容の一部に誤りがあることが判明したため、これを訂正するものです。

2. 訂正内容 (訂正箇所には下線を付しております。)

(1) 訂正箇所 添付資料1ページ

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

【訂正前】

(前略)

2011年11月に提供を開始したクラウドサービス「cybozu.com」は、ご利用いただいている契約社数が49,000社、契約ユーザーインセンス数が220万人を超える、引き続き堅調に推移しております。

このような状況下において、当第1四半期連結累計期間の連結業績については、自社クラウド基盤「cybozu.com」上で提供するクラウドサービスの売上が積み上がり、売上高は5,184百万円(前年同期比16.5%増)となりました。このうちクラウド関連事業の売上高は4,274百万円(前年同期比23.6%増)となっております。利益項目については、前年同期に比べ従業員数増加等による人件費の増加や、主力製品である「kintone」の認知度向上のためTVコマーシャルを中心とした積極的な広告宣伝投資を継続することにより広告宣伝費が増加している影響等から、営業利益は313百万円(前年同期比66.1%減)、経常利益は435百万円(前年同期比54.1%減)となりました。また、法人税等計上後の親会社株主に帰属する四半期純利益については196百万円(前年同期比64.7%減)となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等の適用により、当第1四半期連結累計期間の売上高は515百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ515百万円増加しております。

【訂正後】

(前略)

2011年11月に提供を開始したクラウドサービス「cybozu.com」は、ご利用いただいている契約社数が49,000社、契約ユーザーインセンス数が220万人を超える、引き続き堅調に推移しております。

このような状況下において、当第1四半期連結累計期間の連結業績については、自社クラウド基盤「cybozu.com」上で提供するクラウドサービスの売上が積み上がり、売上高は5,184百万円(前年同期比16.5%増)となりました。このうちクラウド関連事業の売上高は4,274百万円(前年同期比23.6%増)となっております。利益

項目については、前年同期に比べ従業員数増加等による人件費の増加や、主力製品である「kintone」の認知度向上のためTVコマーシャルを中心とした積極的な広告宣伝投資を継続することにより広告宣伝費が増加している影響等から、営業利益は313百万円(前年同期比66.1%減)、経常利益は435百万円(前年同期比54.1%減)となりました。また、法人税等計上後の親会社株主に帰属する四半期純利益については196百万円(前年同期比64.7%減)となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等の適用により、当第1四半期連結累計期間の売上高は80百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ80百万円減少しております。

(2) 訂正箇所 添付資料6ページ

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

【訂正前】

(前略)

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従つてほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は515百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ515百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は763百万円減少しております。

(後略)

【訂正後】

(前略)

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従つてほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は80百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ80百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は763百万円減少しております。

(後略)

以上